

砥部町教職員報賞規程

平成17年1月1日
教育委員会告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、砥部町立小学校又は中学校に勤務する教職員で、次に該当する者を、砥部町教育委員会が報賞することを目的とする。

(1) 砥部町立小学校又は中学校に退職前継続して満5年以上勤務し、本町の教育推進に貢献した者

(2) 本町の教育の充実発展に貢献し、特に、その功績が顕著と認められる者

(報賞)

第2条 報賞は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(決定)

第3条 被報賞者は、教育長が選考推薦し、砥部町教育委員会がこれを決定する。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。